



島根県報

平成19年 8 月 3 日 (金)
号外 第 102 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

規 則

島根県みつばち転飼調整審議会規則の一部を改正する規則 (農畜産振興課)

公布された条例等のあらまし

島根県みつばち転飼調整審議会規則の一部を改正する規則 (規則第69号)

- 1 規則の概要
審議会の委員に県職員を任命しないこととした。(第1条の2関係)
- 2 施行期日
公布の日から施行することとした。

規 則

島根県みつばち転飼調整審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 8 月 3 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第69号

島根県みつばち転飼調整審議会規則の一部を改正する規則

島根県みつばち転飼調整審議会規則 (昭和31年島根県規則第 4 号) の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 中「、学識経験のある者及び県職員」を「及び学識経験のある者」に、「委嘱し、又は命ずる」を「委嘱する」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

